

年末調整説明会

日時 11月19日(金)
午後1時30分～4時
場所 市民ふれあいセンター
(八日市場市)

青色申告決算説明会

日時 12月10日(金)
午後1時30分～4時
場所 役場第1・2会議室



ご存知ですか？ 税を知る週間

11月11日から17日までは「税を知る週間」です。この週間に前年、全国納税貯蓄組合連合会が租税教育の一環として実施している「中学生の税に関する作文」の募集があり、銚子税務署管内での応募総数は90点でした。審査の結果、光中3年花沢亜紀さんの作品が、銀賞を受賞しました。なお、この作品は、千葉県の審査会へ進達されます。そこで、銀賞に輝いた花沢さんの作品を紹介します。

税金

私にとって今まで縁のない言葉だと思っていましたが、お店に行くと文房具やまんが本、部活の後に飲むジュースを買う時、何も考えず財布の中から一円玉を探して払っている消費税。そうだ、これが税なのだ。時々母が、「あつ、また税金を納めなくては…」と溜め息まじりに言っているのを耳にします。そんなに大変な事なのかな。

「お母さんは、税金と聞くとガツクリしてしまう。だって毎日一生懸命働いて一ヶ月分のお給料をもらっても、すでに源泉課税という税がひかれていくし、翌年には固定資産税、町民税、国民健康保険税の支払い通知がくるから、その分お金を残しておかなければ

いけないんだもの。でも、扶養家族や国民年金、国民健康保険税の書類を出す時、控除の対象にはなるけれどね。まあ、仕方ないね。義務だから。」私もせっかくだと働いて、もらったお金をとられるというのはいやだな、と同じ気持ちになっちゃいました。

税金

ごきょうごの安心税



中学3年
花沢亜紀さん

健康で過ごしてきた我家には大変なことでした。その上一回目の手術の結果が悪く十日後に二回目の手術をすることにになってしまったのです。今度は成功して無事一ヶ月後には退院することができたのですが、その時のお金が沢山かかったそうです。母は、町の広報が届いてもあまり良く読まないで本棚に入れてしまい、だから今回のことも詳しく知らなかった様で友人から、高額医療費は入院した時の病院の領収書を持って役場へ行くと、手続きをすると、お金が戻ってくると教えられ、すぐその手

続きをしました。一ヶ月の支払った医療費から六万円を引いた差額が九月、十月の二回戻ってきたとのこと。その時母は、税金を納める意味を改めて考えさせられたと言っていました。私達の生活には、税金はすべて関係しています。生まれた時から、今、勉強している教科書にしても皆が税金を納めているから生活できるのだなと思いました。もし、一人ひとりが税金を納めていなければ我家の様に大金がかかった医療費も、全額個人で払わなければいけないし、もつと大変な事になるでしょう。みんなが協力し、お互いに助け合って、きちんと税金を納めてこそ、いざという時の安心税だと思えます。

＝ 11月1日から3年間 ＝ 土地監視区域 の期間が延長

当町は、全域県から国土利用計画法による監視区域に指定されていますが、このうち日吉、南条、東陽地区の指定期間が今年10月末で終了しました。しかしながら、地価は下落傾向とはいえ依然高水準なので11月1日から更に3

年間土地監視区域に指定され、1000㎡以上の土地取引には契約の6週間前に届出が必要となります。無届けの取引は、6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがありますので必ず届出をしてください。

地区	届出対象面積	指定期間
日吉 南条 東陽	1000㎡以上	平成5年11月1日 ～平成8年10月31日
白浜	500㎡以上	平成4年10月1日 ～平成7年9月30日

各地区の届出対象面積は次の通りです。



会場	旭サンモール 1階 タワーコート	光町役場 玄関前
行事	中・高校生の 税に関するポスター展	中学生の税に関する 作文・標語展
税の無料相談	11月11日(休)～11月16日(火) 午前10時～午後7時30分	11月12日(金)～11月13日(土) 午前10時30分～午後4時

税金は社会共通の費用をまかなう会費です

11月30日(火)は、固定資産税 4期分 国民健康保険税 5期分の納期です